

令和5年10月

上野労働基準監督署ニュース



11月は「過労死等防止啓発月間」です ～過重労働解消キャンペーンを実施します～

厚生労働省では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発を目的として期間中に次の事項を実施します。

- (1) 労使の主体的な取組を促します
- (2) 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- (3) 長時間労働等が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を行います
- (4) 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日(水)から11月7日(火)を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。また、労働条件相談ほっとラインでも、平日17:00～22:00、土日祝日9:00～21:00に相談をお受けします。※11月4日(土)、5日(日)は、労働条件相談ほっとラインのみの受付となります。

(5) 特別労働相談の実施

① 過重労働解消相談ダイヤル

令和5年11月3日(金・祝日) 9:00～17:00

☎ 0120-794-713 (なくしましょう 長い残業)

※労働基準監督官が相談に応じます。

② 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

令和5年11月3日(金・祝日) 9:00～21:00

☎ 0120-811-610 (フリーダイヤル はい! 労働)

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

10月～1月を中心に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

この機会に一度
ご自身の労働時間を
見つめなおしてみましょう



キャンペーン



セミナー



過重労働解消キャンペーン

検索



働きがいのそばには労働保険

～11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です～

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」とを総称した言葉です。労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を1人でも雇用していれば、農林水産業の一部を除き、労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

労働保険の加入手続を取られていない事業主の皆様は、速やかに加入手続を取られるようお願いします。

なお、本来、労災保険の対象とならない中小事業主等の方も任意で、労災保険に加入できる特別加入制度があります。

万が一の事故に備えて、労働者と同様に現場で働く中小事業主等の皆様について、労働保険への特別加入を、この機会にご検討下さい。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険特設サイト	検索
-----------	----



労働保険特設



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。厚生労働省では、中小企業庁および公正取引委員会と連携し、中小企業が働き方改革を進められるよう、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間とし、下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための環境整備に努めていきます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

しわ寄せ防止特設サイト	検索
-------------	----



しわ寄せ防止



11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。



11月は建設荷役車両特定自主検査強調月間です

労働安全衛生法により、建設荷役車両（フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械、高所作業車）を使用している事業者は、原則として1年（不整地運搬車は2年）以内ごとに1回、特定自主検査を行うことが義務づけられています。毎年11月を「建設荷役車両特定自主検査強調月間」とし、建設荷役車両の特定自主検査の一層の普及・促進を図るキャンペーンが全国一斉に行われています。